平成２４年７月３１日

石狩市長　　田　岡　克　介　様

石狩市下水道事業運営委員会
会長　　船　水　尚　行

石狩市公共下水道事業、石狩市特定環境保全公共下水道事業及び石狩市個別排水処理施設整備事業の使用料の統一について（答申）

平成２４年７月１１日付け石下水第６７号で諮問のあったこのことについて、次のとおり答申する。

記

１　特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業の使用料は、公共下水道事業の使用料をもって統一使用料とすることは妥当なものと判断する。

２　特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業の使用料は、上記統一使用料を新使用料とし、平成２５年度に実施すべきである。

以上の答申について、当委員会の審議内容を概説するとともに、答申の趣旨に関する補足説明を以下に付記する。

１　当委員会は、市村合併から現在に至るまでの経緯について説明を受けるとともに、諮問された使用料の統一については、提出された資料等に基づき、慎重かつ熱心に審議を重ねてきた。

２　当委員会は、

①　現行の使用料では、標準家庭の使用水量である１７㎥で比較すると、特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業の使用料が、公共下水道事業における使用料のおよそ１．５倍であること、

②　使用料の統一により、大半の使用者については値下げとなるものの、一部の使用者については値上げとなること、

③　使用料の統一により、２事業で年間３００万円ほどの減収が見込まれるところであるが、この減収分については一般会計からの繰り入れにより補填されること、

といった使用料統一における基本的な仕組みを理解した。

３　そこで、当委員会は、

①　大半の使用者については値下げとなるが、一部の使用者については値上げになること、

②　使用料の統一により減収となるものであるが、その補填が一般会計繰入金によって補填されること、

など、その妥当性について検討した。

４　当委員会は、使用者の間に格差が生じている状況は問題があると認識したところであり、この格差を解消するための使用料の統一は、市民負担の公平性も図られ、公共下水道事業の使用料体系をもって３事業の統一使用料とすることが妥当と判断した。

また、使用料の減収分については、一般会計の負担額が増えることとなるが、市民負担の公平性の観点からも、許容の範囲であると判断した。

なお、統一使用料については、平成２５年度において実施できるよう勧告する。

５　使用料の統一については、妥当と判断したところであるが、一部使用者については値上げとなることから、市民の理解と協力が得られるよう、積極的な広報活動の展開を図られたい。

また、特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業にあっては、その事業規模から現状採算性が悪く、今後事業の運営について十分に検討されたい。